

○文部科学省告示第百二十六号

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第一項の規定に基づき、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十八年九月八日

文部科学大臣 松野 博一

|            |        |           |    |   |  |
|------------|--------|-----------|----|---|--|
|            |        |           |    |   | 指定をした海外の美術品等<br>(以下「指定美術品等」とい<br>う。) の名称               |
| 肘掛け椅子のひまわり | タヒチの牧歌 | ブルターニュの農場 | ハム | 自画像   | 指定をした日   |
| 同右         | 同右     | 同右        | 同右 | 平成二十八年九月八日  | 指定の有効期間  |
| 同右         | 同右     | 同右        | 同右 | 平成二十八年九月八日から平成二十九年四月二十六日まで  | 指定美術品等を公開しようとする者の<br>氏名又は名称及び住所並びに法人にあ<br>つては、その代表者の氏名 |
| 同右         | 同右     | 同右        | 同右 | 株式会社中日新聞社東京本社<br>文化事業部長 寺尾 晶子<br>東京都千代田区内幸町二一一一四<br>東京都美術館<br>館長 真室 佳武<br>東京都台東区上野公園八一三十六<br>株式会社TBSテレビ<br>事業局長 吉田 尚子<br>東京都港区赤坂五一三一六<br>愛知県美術館<br>館長 島 敦彦<br>愛知県名古屋市東区東桜一一十三一一 | 予定の期間  |
| 同右         | 同右     | 同右        | 同右 | 愛知県名古屋市東区東桜一一十三一一<br>平成二十九年一月三日から同年三月二十日<br>まで  | 指定美術品等を公開する予定の施設の名称<br>及び所在地並びに指定美術品等を公開する             |